

佐賀県規則第25号

佐賀県恩給条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県恩給条例施行規則（平成元年佐賀県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(加算を含む扶助料の請求)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 加算の原因となる子が<u>18歳以上</u>である場合においては、前項の規定によるほか、扶助料請求書に重度障害診断書及び生活資料に関する証明書を添付しなければならない。<u>ただし、その子が20歳未満である場合においては、生活資料に関する証明書は、添付することを要しない。</u></p> <p>(加算を含む扶助料の改正の請求)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 第22条第2項の規定は、前項第1号の場合において、加算の原因となる子が<u>18歳以上</u>である場合に準用する。</p> <p>(加算に関する扶助料の改定の請求)</p> <p>第26条 法第75条第1項第1号に規定する扶助料（昭和55年10月31日以後に給与すべき理由の生じた扶助料に限る。以下この条及び第45条第5項において同じ。）を受ける者は、加算を受けることとなったときは、加算に関する扶助料改定請求書（様式第21号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法律第51号附則第14条第1項第1号又は第2号に該当することとなった場合 次に掲げる書類</p> <p>ア～ウ 略</p>	<p>(加算を含む扶助料の請求)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 加算の原因となる子が<u>重度障害の状態</u>で生活資料を得ることができない<u>成年の子</u>である場合においては、前項の規定によるほか、扶助料請求書に重度障害診断書及び生活資料に関する証明書を添付しなければならない。</p> <p>(加算を含む扶助料の改正の請求)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 第22条第2項の規定は、前項第1号の場合において、加算の原因となる子が<u>重度障害の状態</u>で生活資料を得ることができない<u>成年の子</u>である場合に準用する。</p> <p>(加算に関する扶助料の改定の請求)</p> <p>第26条 法第75条第1項第1号に規定する扶助料（昭和55年10月31日以後に給与すべき理由の生じた扶助料に限る。以下この条及び第45条第5項において同じ。）を受ける者は、加算を受けることとなったときは、加算に関する扶助料改定請求書（様式第21号）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 法律第51号附則第14条第1項第1号又は第2号に該当することとなった場合 次に掲げる書類</p> <p>ア～ウ 略</p>

改正前	改正後
<p>エ <u>加算の原因となる子が18歳以上である場合にあっては、重度障害診断書</u></p> <p>オ <u>加算の原因となる子が20歳以上である場合にあっては、生活資料に関する証明書</u></p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略 (恩給受給権存否の調査)</p> <p>第45条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項の場合において、加算の原因となる子が<u>18歳以上</u>であるときは、同項に規定する事項のほか、特にその加算の原因となる事情の継続の有無を調査する。</p> <p>附 則 (佐賀県恩給金支払事務取扱規則の一部改正)</p> <p>第5条 略</p>	<p>エ 重度障害診断書</p> <p>オ <u>加算の原因となる子が重度障害の状態</u>で生活資料を得ることができない成年の子である場合にあっては、生活資料に関する証明書</p> <p>(2) 略</p> <p>2・3 略 (恩給受給権存否の調査)</p> <p>第45条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 前項の場合において、加算の原因となる子が<u>重度障害の状態</u>で生活資料を得ることができない成年の子であるときは、同項に規定する事項のほか、特にその加算の原因となる事情の継続の有無を調査する。</p> <p>附 則 (佐賀県恩給金支払事務取扱規則の一部改正)</p> <p>第5条 略 <u>(民法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置)</u></p> <p>第6条 <u>次の各号に掲げる子に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「成年の子」とあるのは、「20歳以上の子（婚姻した20歳未満の子を含む。）」とする。</u></p> <p>(1) <u>民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号。次号において「平成30年民法改正法」という。）附則第5条第1項第1号又は第3号に掲げる子 第9条第2項及び第10条第2項の規定</u></p> <p>(2) <u>平成30年民法改正法附則第5条第1項第2号に掲げる子 第21条第2項及び第24条第2項の規定</u></p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)附則第20条に規定する子に対するこの規則による改正後の佐賀県恩給条例施行規則(以下この項において「新佐賀県恩給条例施行規則」という。)第22条第2項、第25条第2項及び第26条第1項の規定の適用については、新佐賀県恩給条例施行規則第22条第2項中「重度障害の状態で生活資料を得ることができない成年の子」とあるのは「18歳以上」と、「添付しなければならない。」とあるのは「添付しなければならない。ただし、その子が20歳未満である場合においては、生活資料に関する証明書は、添付することを要しない。」と、新佐賀県恩給条例施行規則第25条第2項中「重度障害の状態で生活資料を得ることができない成年の子」とあるのは「18歳以上」と、新佐賀県恩給条例施行規則第26条第1項中「重度障害診断書」とあるのは「加算の原因となる子が18歳以上である場合にあっては、重度障害診断書」と、「重度障害の状態で生活資料を得ることができない成年の子」とあるのは「20歳以上」とする。